

規約

- 第1条（名称） 本会は、名称を表現教育花伝舎倶楽部という。英文名称をAlumni association of training course for Drama Education Facilitators（略称 ADEF）という。
- 第2条（事務所） 本会は、事務所を東京都中野区本町 4-5-17 に置く。
- 第3条（目的） 本会は、表現教育指導者、講師経験者の交流を図り、表現教育指導に携わる者の技能向上につとめることによって、その普及、発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ア）表現教育の実践
 - イ）表現教育指導に携わる者の研修会または経験交流会の開催
 - ウ）そのほか、第3条の目的を達成するために必要と認められる事業。
- 第5条（会員） 本会は、次の者を会員とする。
- ア）2000年度から2001年度までの間に公益社団法人日本芸能実演家団体協議会が実施した表現教育指導者養成講座および研修講座（以下、芸団協講座と表記）を通じて、小学校・中学校等で表現教育活動の実践を行った者。
 - イ）芸団協講座で講師を務めた経験者。
 - ウ）そのほか本会幹事会が細則にしたがって加盟を承認した者。
- 第6条（機関） 本会は、下記の機関を設ける。
- ア）総会＝会員で構成し、年1回、本会の運営についての重要事項について決議する。
 - イ）幹事会＝第8条で定める代表幹事、幹事、会計で構成し本会の運営に必要な業務を執行する。
- 第7条（総会議決）
- （1）総会の議決は出席者の過半数をもって決する。
 - （2）1会員につき1票とする。
- 第8条（幹事会） 本会には次の役員を設ける。役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- | | | |
|------|------|--------------|
| 代表幹事 | 1名 | （総会で選任された会員） |
| 幹事 | 若干名 | （総会で選任された会員） |
| 会計 | 2名以内 | （総会で選任された会員） |

(1) 幹事会は、代表幹事が招集し、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事について議決をすることができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思表示した者は出席したとみなす。

(2) 幹事会は、事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を立案し、総会の承認を得なければならない。

(3) 幹事会は、会務の執行に関する重要事項について決定し、会務を執行する。

第9条（会計） 本会の会計は、4月1日から翌年3月31日までとし、会員の会費、事業に賛同するものからの助成金、寄付金、その他の収入を充てる。ただし、設立時の会計は2013年8月2日から2014年8月31日までとする。また会計年度の変更を行った2019年度については、2019年9月1日から2021年3月31日までとする。

第10条（会費） 会員は細則で定めた会費を年度期首に納入する。

第11条（資格の喪失） 会員は次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) そのほか、細則で定める

第12条（退会） 会員は退会届を幹事会に提出し退会することができる。

第13条（分科会） 必要に応じ、総会の承認のもとに研究分科会を置くことができる。

第14条（附則） (1) この規約は、2013年（平成25年8月2日より適用する）。
(2) この規約に定めのない事項は、幹事会において審議・決議する。

*規約の修正

2019年10月の総会において第9条の会計年度を修正。

事務所移転に伴い2020年12月、第2条を修正

表現教育花伝舎倶楽部 会費に関する細則

(会費)

- (1) 会費は年額3000円、及び芸能花伝舎サポーター会員寄付の為の300円、合わせて3300円とする。
- (2) この細則は、2013年8月22日から実施する。
- (3) 会員の年会費は最初の徴収より毎年3300円とする。
- (4) 本会は、幹事会の承認を経て、年会費のほかに特別会費を徴収することができる。
- (5) 3年間支払いがない場合は、退会意志の確認通知を行なったうえで、退会扱いとする。

(2014年第二回総会にて会費修正議決)

表現教育花伝舎倶楽部 会員に関する細則

規約第5条のア、イに該当する者以外が入会を希望する場合は、推薦者2名の氏名とともに文書による入会申込みを行う。幹事会は入会申込書に基づき審査し、承認を得られた場合、入会を認めるものとする。